

日高川町集落排水設備工事指定工事店 [令和3年4月1日現在]

氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎
日高川町	(0738-)	川口水環境	53-0505	上久保設備	23-2726	和歌山市	(073-)
野中水道	52-0618	洞住設	70-0251	夏目設備	22-4504	(有)プランワカノ	436-8844
タニモト設備	53-0638	谷口設備工業	53-0822	坂口設備	23-5835	(株)セキド水道設備	479-1151
(株)駒場工務店	54-0314	御坊市	(0738-)	塩屋設備	29-2292	岩出市	(0736-)
(株)大谷住宅設備	24-0710	(株)一伸	23-3073	藤並設備	23-4849	オーヤシマ(株)	69-3102
山本設備	52-0807	紀南電設(株)	22-8211	浦野設備	22-6522	田辺市	(0739-)
岡崎設備	52-0826	西崎住設	23-1233	美浜町	(0738-)	(株)共栄建設工業	77-0333
森ポンプ店	53-0106	(株)ワカヤマ設備	22-2946	若野管工	22-6767	(株)ナカシゲ	24-2212
(株)柏木建設	53-0236	(株)狩谷電気店	22-0835	武内水道工業	20-5164	(有)ワケン住設	24-5927
(株)古部組	23-1378	(株)木本設備	22-8792	印南町	(0738-)		
花光建設	53-0611	楠見水道工事店	22-6575	和住設	46-0229		
碓野電気サービス	54-0035	みのもるポンプ店	22-2693	くぼ設備	45-0136		
(株)旭屋	56-0231	小瀬工務店	22-1225	中設備	44-0320		



■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

戦没者追悼法要の中止および延期のお知らせ

毎年、春に執り行っています戦没者の追悼法要につきましては、新型コロナウイルス感染症の現状を考慮し、下記のとおり、中止あるいは延期となりましたのでお知らせいたします。

○日高郡戦没者追悼法要…中止

例年、4月上旬に、道成寺において執り行っていました令和3年度戦没者追悼法要は、中止となりました。

○日高川町戦没者追悼法要…延期(延期の日程は未定です。)

例年、4月中旬に、交流センターにおいて執り行っていました令和3年度日高川町戦没者追悼法要は、執行時期を変更(延期)することとなりました。

日高川町遺族会

■お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

メジロの捕獲は“禁止”です

現在、メジロは捕獲禁止となっています。既に飼養登録されているメジロについては引き続き飼養できます。

なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは捕獲が許可される場合があります。

【捕獲許可】 振興局健康福祉部衛生環境課、串本支所保健環境課

【飼養登録】 市町村



■お問合せ 和歌山県環境生活総務課自然環境室 ☎073-441-2779

上下水道課からのお知らせ

水道料金の減免措置の期間延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、水道料金の基本料金とメーター使用料の減免措置を実施しているところですが、これを更に6ヶ月延長し、9月検針分まで減免することとしました。

浄化槽の申込案内および補助金額のお知らせ

令和3年度浄化槽設置整備事業の申込期間については、4月1日から10月末日までです。(工事完了期日は翌年2月末日です。)事前に申請者からの申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。(同時に浄化槽維持管理に関する説明をします。)設置基数は全体で30基を予定しています。

また、単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、撤去費用の一部を補助する事業も行っています。令和3年度補助金額は右記のとおりとなります。

人槽	上限金額
5人槽	518,000円
7人槽	639,000円
10人槽	872,000円
11人槽以上	872,000円

※工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

合併浄化槽の清掃料金減額について

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施しますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は申請してください。

①対象人槽 8・10人槽

②適用条件

- (1)維持管理において過去3年間、浄化槽法に準じて浄化槽法第10条の浄化槽清掃および浄化槽保守点検、並びに同第11条の法定検査を実施していること。
- (2)法定検査において、適正な放流値が確認されている事
- (3)使用人員が2人以下であること 等々

これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の清掃料金が減額されます。以上の件について詳しくは下記までお問合せください。

浄化槽の維持管理について

合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。(合併浄化槽10人槽以下を例とします。)

○保守点検【浄化槽法第10条】

点検回数は4か月に1回以上

○法定検査【浄化槽法第11条】

毎年1回、定期的に受ける水質検査
検査手数料は5,300円です。(令和6年3月31日まで延長しました。)(割引制度を利用した場合は、更に500円差引いた額となります。)

○清掃【浄化槽法第10条】

毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行う法に基づいた適正な維持管理をお願いします。
なお、法定検査については下記の業者にお問合せください。

公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433
水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-63-6161

集落排水処理施設加入分担金および使用料金のお知らせ

○新規加入分担金は、24万1千円となります。

○条例に基づき令和3年4月1日現在の日高川町住民基本台帳を基準として、使用人員の見直しを行いました。4月分からの使用料金に反映されています。なお、ご不明な点が有りましたら、下記までご連絡ください。(家庭用の場合:基本料金2,610円、世帯員一人につき530円となります。)

また、年度途中で使用人員等に変更が生じましたら、届け出が必要となりますので、「死亡」・「出生」・「転出」・「転入」等がありましたら届け出してください。

工事につきましては、日高川町集落排水設備工事指定業者をご指名ください。(別紙)

接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、すみやかな接続をお願いします。

町内加入率92%【接続戸数/加入戸数:令和3年3月末現在】

- 山野地区98%
- 和佐地区92%
- 土生矢田地区89%
- 市川地区100%
- 三津ノ川地区100%
- 田尻地区96%
- 江川地区93%
- 鐘巻地区85%
- 三百瀬地区86%

また、既に接続されている皆様も、ご自宅の下水樹で定期的にゴミなどの取り除き、清掃をお願いします。

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505